

(別添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下、「甲」という。)と労働者代表 _____ は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 _____ 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間				期 間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
					2週 (月日)	1箇月 (月日)	1年 (月日)	
①下記②③のいずれにも該当しない労働者			人	時間分	時間	時間	時間	
			人	時間分	時間	時間	時間	
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時間に遅延が生じるため	自動車運転手	人	時間分	時間	時間	時間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	毎月の清算事務のため	経 理	人	時間分	時間	時間	時間	
③育児または家族介護を行う女性労働者のうち延長することができる時間を短くすることを申し出た者			人	時間分	時間	時間	時間	
			人	時間分	時間	時間	時間	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

3 第1項表中③の申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する女性労働者とする。

(1) 小学校就学前の子を養育する労働者

(2) 2週間以上、常時介護を必要とする次の家族を介護する介護者

イ 配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母

ロ 同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

ただし、申出の方法および手続きその他③の適用に関し必要な事項については、労使の合意に基づき、別途就業規則に定めるところによるものとする。

第3条 甲は、就業規則 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	人	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
毎月の精算事務のため	経理事務員	人	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働または休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。
また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

使用者代表

印

労働者代表

印